

第3部

基本構想

- 第1章 将来像
- 第2章 基本目標
- 第3章 将来都市構造
- 第4章 分野別構想

第3部 基本構想

第1章 将来像

1. 将来像

むらづくりの将来像について、第1次都市計画マスタープラン、第2次都市計画マスタープランの長期的な骨格は現在もなお継続しており、その考え方を踏襲し「飛鳳花蔓黄金環」とします。

将来像

長期に亘り根底を貫くふへん（普遍・不変）的な考え方

ひほうかまんくがにかん
『飛鳳花蔓黄金環』



ひほうかまんくがにかん

飛鳳花蔓黄金環

読谷村は残波岬を頭とし東シナ海に飛びたつ鳳である。読谷岳から多幸山をへて座喜味グシクにいたる山並は、飛翔の風をはらむ羽である。鳳はサンゴの花蔓を引き、海の花畑でニライカナイから来訪する嘉利吉を迎える。

この嘉利吉を、座喜味グシクを頂きとする黄金環で受け止める。座喜味グシクは風を宿す腰当であり、大路のカジマヤーでは人・物・文化が結ばれる。そして西に賑いを置き、東を肅として山裾を養い長田川の恵みを活かし過ぎたるを流す。

2. 基本理念

将来像とした「飛鳳花蔓黄金環」は読谷村第1次都市計画マスタープランから踏襲してきた長期的な骨格で、これに基づき本村のむらづくりは進められてきました。

これまでのむらづくりにおける重要課題であった駐留軍用地・読谷補助飛行場の返還とその跡地整備は村民の尽力により、村役場をはじめとする村民センター地区の整備が進められ、整備する段階から活用する段階になりつつあります。また、本村においても将来的な人口減少の予測や高齢化が進むなど、社会的な変化も起きています。さらに、社会全体では、SDGsをはじめとした持続可能な開発や都市づくりが求められるようになっていきます。

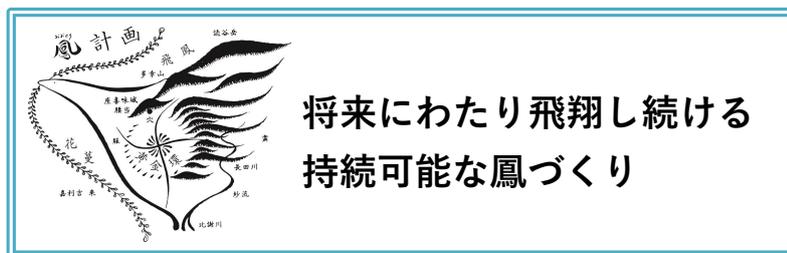
このように、本村のむらづくりに求められるものも、「整備」するむらづくりから、成熟都市としてSDGsの考え方を踏まえた「持続可能」なむらづくりに変化しつつあります。

本村では、残波岬や西海岸をはじめとする自然環境の保全、駐留軍用地跡地においては、都市的開発だけでなく農的な開発を行うなど、これまでも持続可能なむらづくりを進めてきたと言えます。

今後のむらづくりにあたっては、将来像「飛鳳花蔓黄金環」を引き継ぎながらも、SDGsの考え方を踏まえた持続可能なむらづくりを目指すものとし、基本理念を「将来にわたり飛翔し続ける持続可能な鳳づくり」とします。

基本理念

理想とする姿・常に念頭に置くべき基本的考え方



【持続可能な鳳づくりに向けた考え方】

- ⌘ 鳳の羽、引くサンゴの花蔓である素晴らしい自然は、村の大切な財産として享受するとともに、未来へ継承します
- ⌘ 人が集い豊穡を生む黄金環を中心に、いつまでも住み続けられる・住み続けたいと思うむらをつくれます
- ⌘ 村民が英知を結集して新しい時代の飛鳳^{ひほう}を協働で作り上げ、ニライカナイから来訪する嘉利吉を迎えます

■SDGsの達成に向けて

基本理念に掲げた「将来にわたり飛翔し続ける持続可能な鳳づくり」は、SDGsの理念に合致するものであり、むらづくりにおいてもSDGsの達成に率先して取り組むことが重要です。特に、都市計画分野と関連が深いと考えられる9つの目標（6.8.9.11.13.14.15.16.17）を中心にその達成を目指します。

都市計画分野において特に達成を目指す項目



他の計画と連携しながら達成を目指す項目



第2章 基本目標

1. 基本方針

むらづくりの基本方針は将来像や基本理念を踏まえ、以下の4つの方針とします。

基本方針

大まかな方向性。どのように動くか示したもの

[1] 読谷村を彩る自然や環境、村民の誇りとなる歴史や文化を享受し、継承するむらづくり

読谷村を彩るサンゴ礁の海、緑濃い森林、そこから発する河川という恵まれた自然や環境、村民の誇りとなる世界遺産 座喜味城跡、喜名番所、赤犬子宮、ヤチムンの里をはじめとする歴史や文化は読谷村の大切な資源です。また、そこから生まれるのどかで豊かな生活環境は多くの人を魅了してやみません。そのため、これらの自然や環境、歴史や文化を良好な住環境の形成や観光資源として享受し活用するとともに、その保全を図り、未来へ継承し、読谷村の大切な財産としていきます。

[2] 地域を守り、地域を向上させるむらづくり

読谷村では古くから地域ごとに村民が協力し、戦後の混乱を乗り越え、今日の読谷村を作り上げてきました。一方で、今後は地域ごとでも村全体でも人口の減少が予測されるなどの課題もあります。そのため、将来においても、現在の生活環境や利便性を維持し、さらに地域の活力を向上することができるような計画的な土地利用や都市構造を目指します。

[3] 住み続けられる・住み続けたいと思うむらづくり

読谷村は都市機能が集積する那覇市や沖縄市にアクセスしやすい環境にありながら、のどかで豊かな生活環境から住機能型の都市として発展してきました。一方で、近年では大雨による浸水被害も度々発生している他、既存集落では狭あい道路などの課題も抱えています。また、高齢化に対応したむらづくりも必要となります。そのため、今後も読谷村に住み続けられる・住み続けたいと思う良好な居住環境の形成や安全・安心なむらづくりを進めます。

[4] 協働のむらづくり

読谷村は戦後の混乱を皆で協力して乗り越え、その協力する心は現在でも引き継がれています。地域の諸問題に対処し読谷村をよりよく運営していくためには、村民がそれぞれの立場で役割を担い、協働でむらづくりを進めることが重要です。そのため、例えば、地域に必要なものを村民と村みんなで考え、村は地域に必要な施設を整備し、村民はその施設の維持管理を行うような、村民と村が協働するむらづくりを進めます。

第3章 将来都市構造

1. 基本的な考え方

将来像「飛鳳花蔓黄金環」^{ひほうかまんくがにかん}の実現や基本方針の実現に向けて、土地の使い方、都市施設の配置や都市機能の集積等のあり方について、将来都市構造として、整理します。

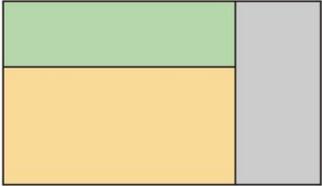
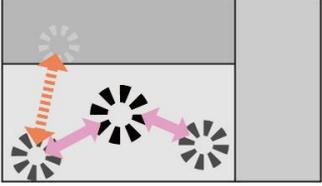
将来都市構造の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・本村を彩る海、森林、河川、さらに、のどかで豊かな環境を創り出す農村環境の特性を活かします
- ・緑豊かな環境の中に村民が集う場、「森の中の村民センター地区」を村民活動の中心地とします
- ・都市の軸を骨格に、地域の生活拠点を結び、まとまりある市街地を形成します

2. 将来都市構造の構成

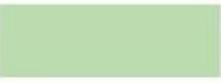
(1) 構成要素

本村の将来都市構造は「ゾーン」「拠点」「軸」の3つの要素から構成します。

ゾーン		機能ごとに区分した土地のまとまりで、大まかな土地利用のあり方を示します。
拠点		日常生活や都市活動の中心的な場で、各機能の立地集積を図るべき概ねの位置を示します。
軸		都市を形成する骨格で、人や物の動線、結びつきを示します。

(2) ゾーン

本村は、生活の中心となる住宅地と、本村を彩る海・森林・河川及びのどかで豊かな環境を創り出す農村環境で構成されていることから、「市街地」「農住・自然環境」の2つゾーンに区分します。

市街地		<ul style="list-style-type: none"> 日常生活や都市活動の中心となるゾーン 拠点や都市軸を骨格に、住・商・公益施設等の適切な立地を図り、ゆとりのある市街地環境を形成する役割を担います。
農住・自然環境		<ul style="list-style-type: none"> 主に田園環境や森林の保全を図るゾーン 営農環境の維持・向上や自然環境の保全を図り、のどかで豊かな環境を形成する役割を担います。

(3) 拠点

本村は、村民活動の中心地となる村民センター地区と、村民が日常的な買い物等で利用する生活の拠点となる2つの拠点があることから、「村民センター」「地域生活拠点」を設けるとともに、^{ざきみじょうわと}座喜味城跡やヤチムンの里をはじめとする観光交流や文化交流の拠点となる「観光文化交流拠点」を設けます。

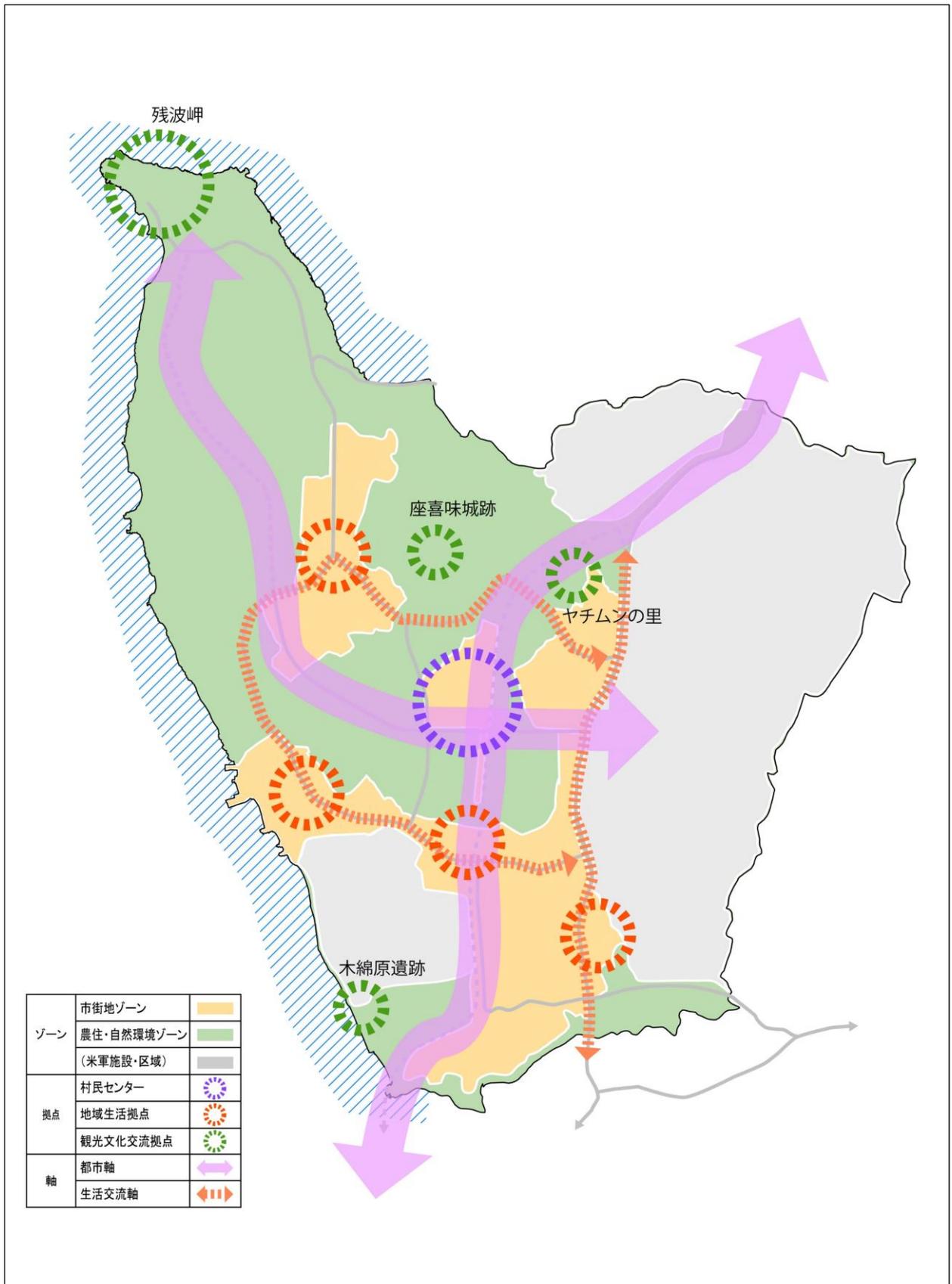
村民センター		<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな環境の中に村民が集う村民活動の中心地としての役割を担います。
地域生活拠点		<ul style="list-style-type: none"> 地域の日常生活やコミュニティを支える役割を担います。
観光文化交流拠点		<ul style="list-style-type: none"> 良好な水と緑の環境や歴史・文化的資源を活かし、村民の休息やレクリエーション、観光・交流活動を支える役割を担います。

(4) 軸

十字環状道路を構成する、沖縄西海岸道路（読谷道路・嘉手納バイパス）、村道中央残波線、国道58号、県道6号線、県道12号線を、都市を形成する骨格として位置づけ、それぞれの役割に応じて「都市軸」「生活交流軸」を設けます。

都市軸		<ul style="list-style-type: none"> 都市間を結び、広域的な交流を支える役割を担います。
生活交流軸		<ul style="list-style-type: none"> 各拠点を結び、日常生活や都市活動を支える役割を担います。

3. 将来都市構造図



第4章 分野別構想

将来像や基本理念を実現していくために、土地利用や道路・交通など各分野の取り組みを設定した「分野別構想」を定めます。

分野別構想は「土地利用計画」「市街地整備計画」「道路・交通計画」「公園・緑地計画」「下水道・その他公共公益施設に関する計画」「防災計画」「環境・景観計画」「協働のむらづくり」の8分野から構成します。また、基本理念に定めた「将来にわたり飛翔し続ける持続可能な鳳づくり」は、SDGsの理念に合致するものであり、各分野が横断した取り組みが必要となることから、各分野に「持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針」を定めます。

図 分野別構想の体系



1. 土地利用計画

1-1 基本方針

自然環境と調和した土地利用

本村はサンゴ礁の海、森林、河川など豊かな自然環境と、それらと調和した土地利用が行われており、これが本村の骨格となっています。今後も、これらの自然環境を保全し、未来へ継承していくため、自然環境と調和した土地利用を推進します。

計画的な土地利用の推進

本村はこれまで一貫して人口が増加してきましたが、将来的には人口の減少が予想されています。そのような状況の中、将来にわたり、活力があり、持続可能な地域であり続けるために、無秩序な市街地の拡大を防止し、都市機能や開発を適切に誘導し、計画的な土地利用を推進します。また、今後の住宅需要については、計画的都市基盤整備地区への誘導を図ります。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

- Ⓐ 海の豊かさ、陸の豊かさの保全と持続可能な利用の推進に向けて、自然環境と調和した土地利用を進めるとともに、豊かな自然環境を活かした土地利用を進めます。
- Ⓐ 本村の発展(持続可能な経済成長や観光業の促進等)に向けて、計画的な開発や土地利用の誘導を進めます。
- Ⓐ 住み続けられるむらづくりに向けて、災害に対する強靱さや環境負荷の低減に配慮した土地利用を進めます。



表 ゾーン区分

ゾーン区分	土地利用区分	配置
市街地ゾーン	商業・サービス地区	
	沿道サービス地区	Æ 国道 58 号、県道 6 号線沿道等
	中低層住宅地区	Æ 用途地域内
	計画的都市基盤整備地区	Æ 大湾東地区 Æ 大木地区 Æ 大木南地区
村民センターゾーン	村民センター地区	Æ 村民センター地区
集落・田園住宅ゾーン	集落・田園住宅地区	Æ 用途地域外における既存住宅地など
観光・文化ゾーン	観光・レクリエーション地区	Æ 残波岬公園等
	文化交流地区	Æ 座喜味城跡 ^{ざきみじょうあと} Æ ヤチムンの里 等
農業生産ゾーン	農業生産地区	Æ 村全体に広がる優良農地
	産業振興地区	Æ 村道中央残波線沿道
環境保全ゾーン	環境保全地区 (海岸・森林・河川)	Æ 海岸沿いや比謝川・長田川沿いをはじめとした海岸・森林・河川等
	環境回復整備地区	Æ 採石場跡周辺
軍用地跡地調整地区 (米軍施設・区域)		Æ 読谷補助飛行場跡地西地区

1-2 整備方針

(1) 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、本村の商業や居住等の機能集積を図るゾーンとして位置づけます。

①商業・サービス地区

土地区画整理事業により商業基盤が整備される大湾東地区・大木地区、県道6号線沿いの楚辺地区・都屋地区・高志保地区は、商業・サービス地区と位置づけます。

村の広域的な商業・業務機能の集積を図る地区として、多様な都市機能の立地誘導や今ある機能の維持を図ります。

また、多くの村民が日常的に訪れることから、道路環境整備、沿道の緑化等により利便性が高く、魅力のある商業地区の形成を図ります。



多様な都市機能が集積する
高志保地区

②沿道サービス地区

商業・サービス地区以外の国道58号沿道や県道6号線・12号線沿道（用途地域内の一部）、村道水釜大木線沿道および古堅地区は、沿道サービス地区と位置づけ、地域住民の生活利便性を高める、身近な生活機能の誘導を図ります。



生活機能が集まる伊良皆地区

③中低層住宅地区

村南部及び村南部から国道58号に沿う喜名までと、県道6号線沿いの楚辺地区・都屋地区・波平地区・高志保地区・長浜地区は中低層住宅地区と位置づけ、良好な住環境の整備・維持を図ります。



良好な住環境(古堅地区)

④計画的都市基盤整備地区

現在、土地区画整理事業が実施されている大湾東地区、大木地区、大木南地区については計画的都市基盤整備地区と位置づけます。大湾東地区・大木地区は引き続き事業推進を支援し、多様な都市機能の立地誘導や良好な住環境の整備・維持を推進します。また、大木南地区も土地区画整理事業により良好な住環境の整備を図ります。



整備が進む大湾東地区

(2) 村民センターゾーン

村民センターゾーンは、本村、そして村民活動における中心地として位置づけます。

①村民センター地区

読谷村役場を中心に、公共公益施設が集積するエリアは村民センター地区と位置づけます。

村民センター地区には、読谷村役場や文化センター、読谷中学校など公共公益施設が集積し、近年では、「読谷村村民センター南側地区等基本計画（平成24（2012）年3月）」に基づき、パークゴルフ場等が整備されています。今後も、同計画に基づき公共公益施設を中心に村民が集う交流拠点の形成に向けて、屋内運動場や総合情報センター等公共公益施設の整備を推進するほか、隣接する地域振興センター等とも連携しながら、本村、そして村民活動の中心地としての整備を推進します。

また、各施設は村民誰もが使いやすいようユニバーサルデザインを心掛けるとともに、地区内の緑化を推進します。将来にわたり、本村の中心地として、緑豊かな環境の中に村民が集う、賑わいの拠点となる森の中の村民センター地区の形成・維持を推進します。



公共施設が集まる
村民センター地区

(3) 集落・田園住宅ゾーン

集落・田園住宅ゾーンは、農業生産基盤や豊かな自然と調和したゾーンとして位置づけます。

①集落・田園住宅地区

土地改良事業で整備する、または、整備された住宅地や中低層住宅地区の周辺は集落・田園住宅地区と位置づけます。これまで整備された住宅地は農業生産基盤と連携しながら営農者の定住、生活環境の維持・向上に向けた土地利用を推進します。

なお、県道6号線沿道の波平地区（用途地域外）は、集落における生活利便性を高めるため、幹線道路沿道及び集落の拠点となる地区については日常生活に必要な機能の維持・集積を図ります。

この他、北部地域の長浜背後斜面地や瀬名波崖地等の高台斜面緑地は崖地保護緑地や景観上重要な緑地であることから環境の保全を図ります。



農業生産基盤と田園住宅地区
(宇座地区)

(4) 観光・文化ゾーン

観光・文化ゾーンは、豊かな自然環境等を基礎とした新たな価値創造を促すゾーンとして位置づけます。

①観光・レクリエーション地区

西海岸の海岸線のうち残波岬やリゾートホテルが立地している一帯、泊城公園等を観光・レクリエーション地区と位置づけます。

サンゴ礁の海や連続する緑地の保全を基本とし、観光・レクリエーションによる賑わいを形成する計画的な土地利用を推進します。

残波岬周辺地区では、ボールパークを拠点として、スポーツコンベンションの誘致に取り組むなど自然環境を保全しながら新たな価値創造を促す取り組みを推進します。

赤犬子・展望広場は、赤犬子宮や東シナ海への眺望などの土地の持つ価値や歴史を活かした地域の賑わい拠点の創出に向けて、村民や来訪者のレクリエーションや本村の歴史を未来に伝える施設整備を推進します。

また、景観計画と連動し、建物の高さや形態意匠など観光・レクリエーション地区としてふさわしい景観の形成を図ります。



残波岬公園

②文化交流地区

座喜味城跡^{ざきみじょうあと}周辺やヤチムンの里^{やちむんのり}周辺等は文化交流地区と位置づけます。

座喜味城跡^{ざきみじょうあと}周辺では土地のもつ文化や歴史と調和した適切な土地利用を誘導するとともに、景観地区の適切な運用により、建物の高さや形態意匠など文化地区としてふさわしい景観の形成を図ります。

ヤチムンの里^{やちむんのり}では、陶器等の生産を推進する地区として適切な土地利用・環境整備を図るとともに、景観地区の適切な運用により本村が誇る伝統工芸品の生産を行う地区としてふさわしい景観の形成を図ります。

木綿原遺跡^{きわたら}については、貝塚時代の生活を現代に伝える文化地区として、その保全を図ります。

これらの文化交流地区では、土地のもつ文化や歴史、伝統と調和した空間の形成を基本としながら、村民等の交流も支える地域とします。



ヤチムンの里

(5) 農業生産ゾーン

農業生産ゾーンは、本村の基幹産業の一つである農業生産の維持・拡大を図るため、営農環境の向上を図るゾーンとして位置づけます。

①農業生産地区

土地改良事業が実施された農地や予定されている地域等は農業生産地区と位置づけ、農地の効率的な利用と生産性の向上を図ります。また、農地は村土の保全機能や景観機能等の多面的な機能を持つことから、農地の適切な保全・確保、管理を図ります。



農業生産基盤

②産業振興地区

村道中央残波線の伊良皆交差点から村民センター地区間の沿道南側は産業振興地区と位置づけます。

本村の基幹産業の一つである農業をベースとした産業の振興、農産品の流通・販売機能等の土地利用を図ります。また、村民センター地区と連携しながら、観光・農業をはじめ産官学等の関係機関が連携する賑わい拠点の創出を図ります。



農産品の流通・販売機能等が集まる産業振興地区

(6) 環境保全ゾーン

環境保全ゾーンは、本村のもつ良好な自然環境の保全や水と緑のネットワークの形成を図る地区として位置づけます。

①環境保全地区（海岸・森林・河川）

サンゴ礁の海と座喜味城跡^{ざきみじょうあと}周辺の森林、比謝川・長田川等の河川は環境保全地区と位置づけ、自然環境の保全を図ります。

自然環境等の保全にあたっては、景観法による規制誘導以外にも、都市計画法（地域地区等）や自然公園法その他関連法令を活用した規制誘導の在り方について、調査・研究を図ります。

また、村民の自然環境に対する意識の向上やその支援に取り組み、連携を図ります。



比謝川沿いの緑地

②環境回復整備地区

段丘斜面緑地が採掘された採石場跡地一帯は環境回復整備地区と位置づけ、セーラの森を先例とし、崖地保護や緑化等により環境の回復や跡地利用の推進を図ります。

(7) 軍用地跡地調整地区

軍用地跡地調整地区については、地権者と連携し、周辺環境と調和した適切な土地利用検討を図ります。

(8) 規制・誘導の方針

本村の都市計画による規制・誘導の方針について、以下のとおり定めます。

①現行用途地域の見直し

現在の市街地の形成状況を踏まえ、適切な用途地域の見直しを行います。

準工業地域のうち、村道中央残波線より北側の部分については、現在、主に住宅として土地利用が行われていることから、今後の市街化動向、地域住民との調整を図りながら、住居系用途地域への変更を検討します。

②用途地域の指定・用途地域外の開発

適切な土地利用の規制・誘導を図るため、都市計画マスタープラン等本村の計画に位置づけのない用途地域の拡大や用途地域外の開発は抑制し、また、景観計画や各種法規制等との連携を図ります。

ただし、用途地域外で、すでに都市的な土地利用が行われている地域については、既成市街地の適切な土地利用の誘導、狭あい道路の改善等をはじめとした市街地の再編に向けて、市街化の状況（人口集中地区の状況等）や都市基盤の整備状況、地域住民との合意形成状況を踏まえ、必要に応じ、用途地域の指定を検討します。



用途地域外で進む開発

③良好な住環境の保全・形成

民泊等の開発により周辺的生活環境に影響が生じる場合もあることから、良好な住環境の保全・形成を図るため、地域住民と連携しながら、必要に応じ、地区計画や建築協定をはじめとした規制・誘導手法の検討を図ります。

④法規制による環境保護

西海岸をはじめとする良好な自然環境については、過度な開発や計画的でない開発を抑制するため、自然公園法その他関連法令の活用、特定用途制限地域、景観地区の指定の検討など、その保全に向けた取り組みを検討します。

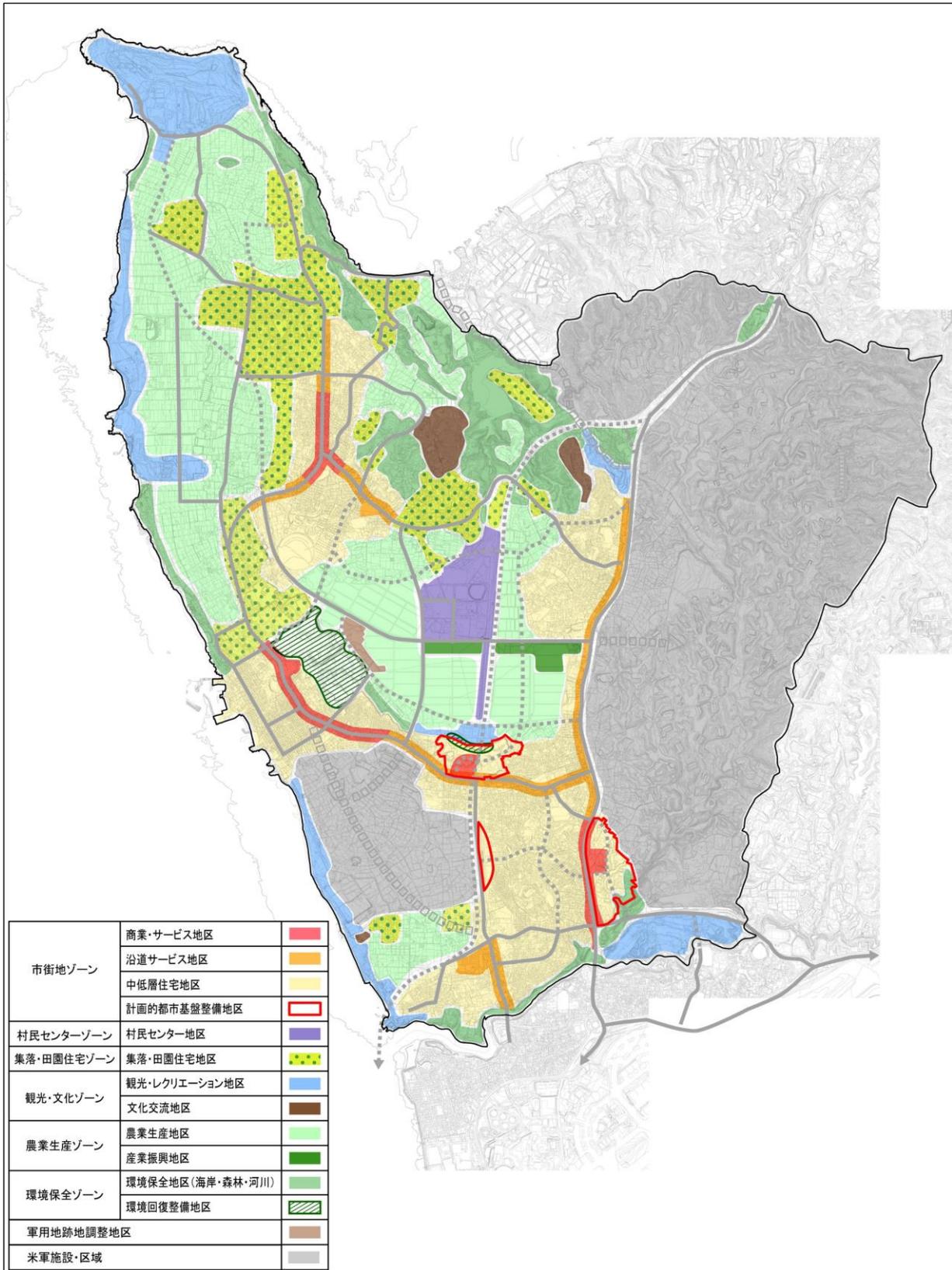


西海岸の自然環境

⑤軍用地の跡地利用

駐留軍用地の返還が計画された場合は、速やかに跡地利用計画の策定を行うなど、跡地利用に向けた取り組みを行います。なお、将来的な人口減少や本村の土地利用の状況等を踏まえ、農業系土地利用や集落・田園住宅系土地利用を基本とし、その手法は社会経済や地域情勢の変化に鑑み、様々な跡地利用手法を検討します。

<土地利用計画図>



2. 市街地整備計画

2-1 基本方針

今後の住宅需要を誘導する都市基盤の整備

無秩序な市街地の拡大の防止や計画的な土地利用を推進するため、南部地域の基地跡地については、今後の宅地需要の誘導を図る計画的都市基盤整備地区として、現在、行われている土地区画整理事業を引き続き推進するなど、宅地や道路・公園等の都市基盤を計画的に整備します。

農業生産基盤と調和した集落・田園住宅地区の整備

本村ではこれまでの米軍基地跡地利用においても農業生産を基本とした跡地利用を積極的に行い、整備された農村環境は本村の骨格となっています。その骨格を引き継ぎ、農業生産基盤と調和した集落・田園住宅地区の形成を図ります。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

Ⓐ 住み続けられるむらづくりに向けて、安全で強靱な今後の住宅需要に対応する都市基盤の計画的な整備を進めます。



2-2 整備方針

(1) 土地区画整理事業区域（大湾東地区、大木地区、大木南地区）

今後の住宅需要に対応し、住宅立地の誘導を図る計画的都市基盤整備地区では、計画的な都市基盤の整備を推進します。

大湾東地区、大木地区については引き続き土地区画整理事業の事業推進を支援します。

また、大木南地区では土地区画整理事業により、計画的に良好な住環境の整備を推進します。

計画的に都市基盤整備を行う地区では、住民と協働した質の高いまちづくりを推進します。



整備が進む大木地区

(2) 既成市街地

本村の既成市街地は戦後帰村による住宅地建設や軍用地の接収等の経緯から狭い道路等が多く、防災上・安全上の課題を抱えています。そのため、今後、道路整備や面的整備、住機能の更新が行われる場合はそれと連携しながら市街地の再編に取り組むとともに、街路整備など住民と協力したきめの細やかな住環境整備を図ります。



防災上・安全上の課題を抱える狭い道路

加えて、地区によっては土地の境界が不明確であることや建物が複雑に立地している課題もあることから、市街地の再編に合わせた敷地の調査や整序等の検討及び実施を図ります。

(3) 集落・田園住宅地区の整備

読谷農業振興地域整備計画と連携し、瀬名波通信施設跡地等において、土地改良事業等による優良農地の確保を図ります。

瀬名波通信施設跡地における土地改良事業、波平平石原他西南地区や座喜味東原地区における地区計画等により、周辺の農業生産地区と連携した集落・田園住宅地区の形成、計画的な都市基盤の整備を目指します。



瀬名波通信施設跡地

コラム

既成市街地の課題解決に向けた取り組み事例・・・

本村には、村の成り立ちから狭あい道路等が多く防災上・安全上の課題を抱えた既成市街地が存在します。このような課題の解決に向けて、全国では以下のような取り組みが行われています。

＜狭あい道路整備等促進事業＞

狭あい道路の解消に向けた、道路等の整備事業

■三重県津市の例

三重県津市のある地域では、行政と自治会が協力し、自治会が積極的に地権者との調整に関与することにより、地権者の同意を得て、道路の拡幅を実施。



■千葉県市川市の例

千葉県市川市のある地域では、狭あい道路の全線を拡幅するには長い時間と多くの費用が必要になることから、「まごころゾーン」と称する退避スペースを部分的に設けることで、地域の安全な道路環境の確保を実施。

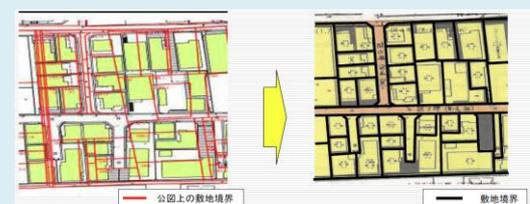


＜地籍整序型土地区画整理事業＞

公図や登記と現地の状況が合わない地域（地籍混乱地域）の改善を目的とした土地区画整理事業

■東京都江戸川区の例

東京都江戸川区の西篠崎地区では、地籍の整理を目的とした土地区画整理事業を施行し、現地にあわせた状態で換地処分を行うことで、地籍混乱の解消を実施。道路については、私道の公道化、狭あいな道路については拡幅分を分筆することで確保。



出典：狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集（国土交通省）
多様で柔軟な市街地整備手法について（国土交通省）

3. 道路・交通計画

3-1 基本方針

都市活動や地域交流を促進する交通ネットワークの形成

本村は日常の通勤・通学や観光など周辺市町村と強いつながりがあり、村内でも地域をまたぐ移動が多くあります。周辺市町村との連携、村内の各地域間の連携を強化していくため、村民の生活や地域を支える交通ネットワークの形成を推進します。

安全・安心な生活道路の形成

本村の既成市街地では狭あい道路など平常時・災害時ともに危険を抱える道路が多く存在しています。将来にわたり地域に住み続けられるよう、災害に強い道路網の形成を推進します。

地域に住み続けることのできる公共交通ネットワークの形成

高齢化も進行していることから、地域コミュニティや生活利便性を維持することができる公共交通ネットワークの形成を推進します。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

- Ⓔ 生活や産業の基盤となるような強靱なインフラの整備に向けて、村民の生活や地域を支える交通ネットワークの形成を進めます。
- Ⓔ 全ての人々が気軽に移動できる住み続けられるむらづくりに向けて、地域の生活やコミュニティを支える公共交通ネットワークの形成を進めます。



3-2 整備方針

(1) 幹線道路網計画

幹線道路網は、骨格軸を形成し村内外の主要拠点を結ぶ主要幹線道路、村内の拠点を結ぶ幹線道路を位置づけます。

①主要幹線道路

主要幹線道路は村内外の主要拠点を結ぶ道路として、国道58号の一部（村境－親志）と沖縄西海岸道路（読谷道路・嘉手納バイパス）を位置づけます。

国と協議・調整を行いながら整備を促進し、周辺市町村との連携強化を推進します。



整備が進む沖縄西海岸道路（読谷道路）

②幹線道路

幹線道路は村内の拠点を結ぶ道路として、村道中央残波線や主要な村道などを位置づけます。

これまでのむらづくりにおける重要な施策であった県道6号線・12号線及び村道中央残波線と沖縄西海岸道路（読谷道路）からなる十字環状道路は整備が完了に近づいてきました。今後は、十字環状道路を起点にさらなる交流の促進を促す幹線道路網を形成します。

広域的な連携強化のため、村道中央残波線の東海岸側への延伸等について、関係機関と調整のもと検討を行います。

残波岬へのアクセスを改善するため、村道中央残波線を残波岬方面へ延伸し、さらなる交流の促進を図ります。

また、地域間の連携強化のため、村道楚辺座喜味線の整備を図ります。

さらに、県道6号線の渋滞解消に向けてこれらの道路の整備推進を図るとともに、トリイ通信施設の再編に伴う将来的な交通事情の変化を見据えて、沖縄西海岸道路（読谷道路）及び県道16号線等を含めた交通ネットワークの再構築が課題となっており、関係機関との協議・調整を図ります。



整備された中央残波線

(2) 地区内道路網計画

地区内道路網は、幹線道路網と各地域を連絡する補助幹線道路、市街地や集落間及び主要観光施設等を結ぶ地区幹線道路を位置づけます。

補助幹線道路、地区幹線道路については、村内の交通ネットワークの整備状況を鑑み、道路の拡幅、線形改良等による整備を推進します。

また、幹線道路網と各地域の連絡強化のため、村道大木喜名線、村道親志波平線、村道比謝牧原線、(仮称)村道比謝横断線の整備を図る他、計画的都市基盤整備地区内や地区計画区域内については、幹線道路網に連絡し、地域の骨格となる道路整備を推進します。



整備が進む比謝牧原線

(3) 生活道路網計画

村民の生活に最も身近な生活道路については、交流促進や村民生活の利便性の向上、安全・安心な地域づくりを図るため、その整備を図ります。



整備が進む大湾東地区の生活道路

(4) 遊歩道等整備計画

長大な海岸線、川や山の自然を活かし、緑をネットワークする遊歩道等の整備に向けて検討を図ります。整備にあたっては、平坦な海岸地形や特徴的な河川地形を活かすとともに、村民センター地区、市街地内、公園・緑地等の拠点施設を結ぶものとしします。

(5) 維持管理と安全性の向上

これまでに整備された道路施設の老朽化に対応するとともに、その沿道については、村民と協働しながら適切な維持管理を図り、安全性の向上や良好な景観の形成・維持を図ります。

また、幹線道路においては無電柱化の整備や街灯の設置を検討し、生活道路においては狭あい道路の拡幅や通過交通の排除、通学路交通安全プログラムに基づく定期的な点検や修繕など、歩行者の安全性や災害に対する安全性の向上を図ります。



適切な維持管理がされている道路(比謝牧原線)

既成市街地や集落地において、路上駐車等による車輛の走行性や安全性の問題が発生していることから、駐車禁止帯の明示や駐車を抑制するポールを設置、ソフト的な対策として交通マナーの改善に向けた啓発活動、見回り活動の実施等の対策を図ります。

(6) 公共交通

自動車を運転しない・できない人の移動手段を確保するため、公共交通サービスの向上を図ります。

公共交通サービスについては、自動車を利用しない人の移動を支援するため、バス事業者と連携しながら、生活バス路線の維持・改善を図るとともに、鳳バスの運行や、その他公共交通との連携による利便性の高い公共交通網の構築を図ります。

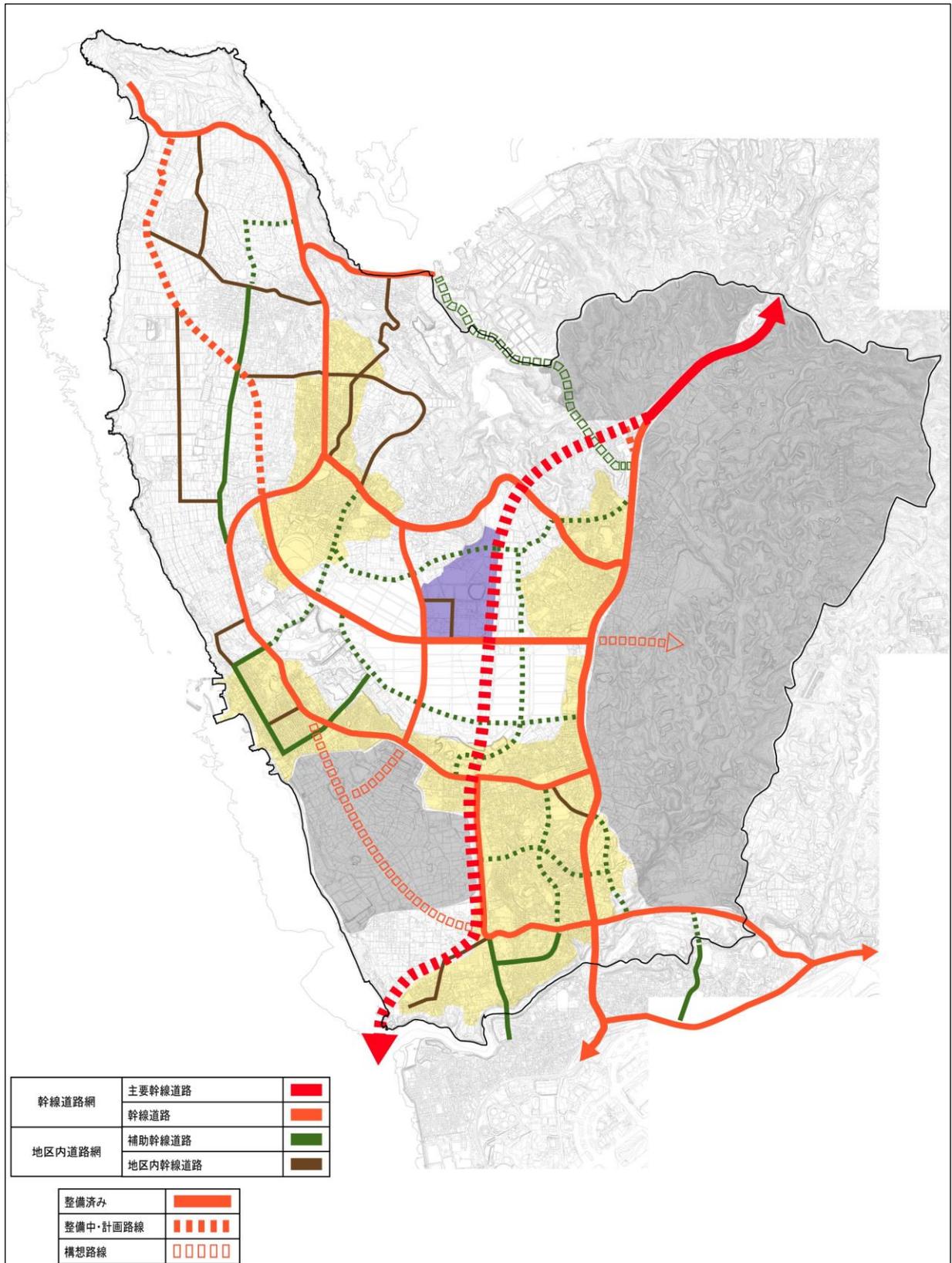
これらの公共交通については、将来都市構造や土地利用計画と連携し、生活サービスが集積する拠点となる地域に誰もが訪れやすい交通体系の構築を図ります。

また、訪問診療、移動販売等の集落における生活サービスの向上と連携しながら、交通弱者が自動車に依存しない取り組みを検討します。



鳳バス

<道路網計画>



4. 公園・緑地計画

4-1 基本方針

水と緑のネットワークの形成

本村の豊かな自然環境は大切な資源で、多くの人を魅了し、本村の骨格を形成しています。この自然環境を未来に継承していくために、保全を行うとともに、公園・緑地を適切に配置し、水と緑のネットワークの形成を推進します。

適切な維持管理と有効利用

本村の公園等については、多くが整備済みであり、整備する段階から活用する段階に移行しています。整備された公園を今後も有効的に活用していくため、村民と協働したきめ細やかな維持管理や土地の持つ価値を活かした利用の促進等を推進します。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

AE 誰もが安全で気軽に利用できる公園や緑地のあるむらづくりに向けて、また、持続可能で災害等に対しても強靱性をもったむらづくりに向けて、公園等の適切な配置、水と緑のネットワークの形成を進めます。

AE 平和で持続可能な社会の推進に向けて、沖縄戦や戦後の歴史、平和の尊さを未来に伝える空間の形成を進めます。



4-2 整備方針

(1) 住区基幹公園

計画的都市基盤整備地区等で新たな公園の整備を推進します。また、地域への愛着を育み、かつ、村民が安全で快適に利用できるよう地域と協働した維持管理を検討します。



古堅第一公園

(2) 都市基幹公園等

本村の緑の拠点となる都市基幹公園等については、未整備部分の整備を推進するとともに、美しい自然や温暖な気候といった土地の持つ価値を最大限活かした環境整備や、スポーツコンベンションの誘致などさらなる活用を推進します。

<座喜味城跡公園>

座喜味城跡公園は世界遺産である座喜味城跡と連携した公園として、適切な維持管理・さらなる利用の促進を推進します。

<残波岬公園>

残波岬公園については、土地の持つ価値を最大限活かし、また、村民や利用者のニーズを踏まえた活用・維持管理を行い、さらなる利用の促進を推進します。

<村民センター地区>

村民センター地区は総合運動広場、平和の森球場、陸上競技場、パークゴルフ場等一団のスポーツ施設を中心に、賑わいの創出、防災や医療に資する広場等の整備など、村役場等の施設と調整しながら公園のような整備を推進し、森の中の村民センター地区を形成します。

<赤犬子・展望広場>

赤犬子・展望広場は、沖縄の三線の始祖と讃えられる「赤犬子」が祀られている赤犬子宮や、東シナ海への眺望などの土地の持つ歴史や価値を活かし、ロードパークと連携しながら、三線の音楽堂となる「謡いの森」、楽想を温め、曲想に気づく「楽想の路」、眺望を活かした「見晴らしの毛(モー)」、

テーマ型の遊びを可能とする「テーマ型活動広場」をコンセプトに、展望広場や音上堂などの整備を図ります。また、赤犬子・展望広場の整備にあたっては、Park-PFIをはじめとする新たな法制度の活用など、効果的・効率的な施設整備・運営を検討します。

<スポーツ施設>

残波岬ボールパークや陸上競技場等のスポーツ施設では、本村の温暖な気候や豊かな自然環境を活かしたプロスポーツチームのキャンプ受け入れ等が行われています。交流人口の増加など新たな地域の価値を創出していることから、スポーツコンベンション誘致を図るとともに、必要に応じて施設の整備・改善等を図ります。



残波岬公園



赤犬子・展望広場整備イメージ
※出典:赤犬子・展望広場及びロードパーク
基本設計委託業務説明書



残波岬ボールパーク

(3) ロードパーク

ロードパークは読谷補助飛行場跡地のメモリアルパークであるとともに、村民センター地区や赤犬子・展望広場と連続するイベント通りでもあり、人々が集う十字路としての役割が期待されます。

また、比謝川沿いの緑と座喜味城跡公園の緑を結び、緑のネットワークの一部となります。このような土地の持つ価値や村民ニーズを踏まえながら、将来の維持管理まで見据えた適切な整備を図ります。



ロードパークイメージ
※出典:赤犬子・展望広場及びロードパーク
基本設計委託業務説明書

(4) 緑地・水辺空間

残波岬から泊城までの西海岸沿岸や比謝川・長田川沿い等の自然の緑・水辺環境については、海岸・森林・河川といった自然環境の保全を基本とし、文化財等を活かした環境整備を推進するなど、水と緑のネットワークの形成を図ります。

西海岸沿岸では、海岸植生など海岸環境の保全、養浜等と連携した緑化の推進を図ります。

比謝川・長田川沿いでは、古くから残る地形を含めた河岸緑地の保全や水質汚濁の防止など河岸環境の保護、緑化の推進を図ります。また、保全を基本としながらも、必要な範囲で、自然環境を楽しむことができる環境整備を図ります。



比謝川

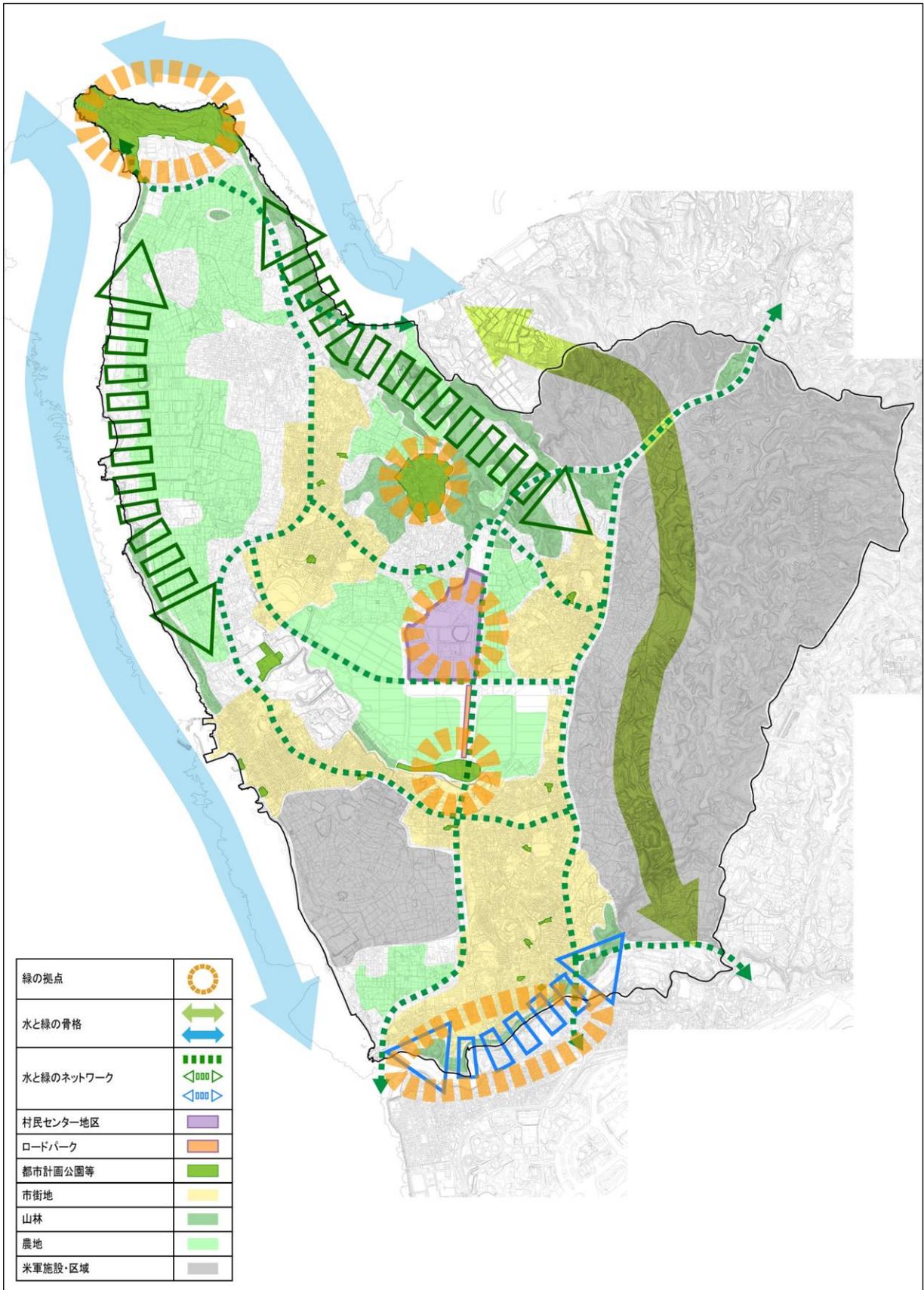
(5) 維持管理

公園等の施設は本村の財政状況やきめ細かな維持管理を図るため、整備のあり方(Park-PFI、複合化、統廃合等)、維持管理(指定管理者制度、協働の維持管理等)などについて検討を行います。

(6) その他

現在、村内に公営墓地がなく地域ごとに墓地が多く建てられていることから、墓地基本計画と連携し、墓地区域内における墓の設置の推進や生活環境の向上のため公営墓地の設置に向けた検討を行います。

<公園・緑地計画>



5. 下水道・その他の公共公益施設に関する計画

5-1 基本方針

汚水処理施設整備による快適な生活環境の整備

快適な生活環境の整備のため、公共下水道の面的な整備を推進し、また、農業集落排水施設や個別合併浄化槽施設を適切に組み合わせた汚水処理を図ります。

公共公益施設の適切な維持管理

本村の公共公益施設については、その老朽化が急速に進みつつあります。次世代に可能な限り負担を残さないよう、施設の老朽化や財政状況を踏まえた適切な維持管理を図ります。

民間活力の活用

汚水処理施設や公共公益施設の整備・維持管理にあたっては、本村の財政状況等を踏まえ、PPPやPFI等の民間活力を活用した官民連携事業の検討を行います。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

Ⓐ 水質の改善と持続可能な環境・生態系の保全に向けて、また、生活や産業の基盤となるような強靱なインフラの整備に向けて、汚水処理施設の整備・適切な維持管理を進めます。



5-2 整備方針

(1) 下水道（汚水処理施設・雨水処理施設）

本村の汚水処理施設（公共下水道・合併浄化槽）は、道路や公園と比べ、整備水準が低く、汚水処理人口普及率も67.1%と県全体（86.1%）を大きく下回り、良好な市街地の形成において重要な課題となっています。快適な生活環境の整備のため、適宜、民間活力も活用しながら、下水道の適切な整備を図ります。

① 汚水処理

汚水処理については、計画的な土地利用との連携のもと、公共下水道の面的整備を推進するとともに、その他の地域においては、農業集落排水施設、個別合併浄化槽の整備を図ります。

公共下水道については、単独公共下水道（楚辺処理区）の区域の拡大を図るとともに、今後の人口減少等を踏まえた公共下水道・農業集落排水施設・個別合併浄化槽の区域の適切な見直しを検討します。

また、将来にわたり安定した下水道のサービスを提供するために適切な維持管理を図ります。



楚辺浄化センター

②雨水処理

都市的な土地利用を行っている区域が拡大していることから雨水の幹線排水路の整備を計画的に促進するとともに、集中降雨に備え遊水地や雨水貯水槽の設置、道路の透水性舗装や浸透枳の設置等による流出抑制を図ります。

今後、大木地区・大木南地区では土地区画整理事業による宅地化が進行することにより、雨水排水の対策が必要であることから、大木地区・大木南地区から村南部方向に雨水の幹線排水路の整備を推進するなど、環境の保全に配慮しながら雨水排水対策を図ります。

(2) その他の公共公益施設

村の所有する既存の公共施設（教育文化施設、コミュニティ施設、医療・福祉施設等）については、施設の老朽化や厳しい財政の状況を踏まえ、適切な維持管理や長寿命化に取り組むとともに、建設から一定期間を経過した施設は公共施設等総合管理計画と連携し、今後の施設のあり方（更新、廃止、用途変更、集約化、複合化、民間施設活用、PPP・PFIなどの民間活力の活用）について積極的に検討します。

6. 防災計画

6-1 基本方針

いつまでも住み続けることのできる防災対策の実施

本村では、これまで大雨による浸水被害を度々受けてきたほか、西海岸沿いでは津波浸水想定がされるなど災害のリスクがある地域です。これらの災害に対応し、いつまでも住み続けられるむらづくりを推進するため、読谷村地域防災計画と連携しながらハード・ソフト両面から適切な対策を図ります。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

Ⓐ 自然災害に対し強靱性と適応能力を強化し、住み続けられるむらづくりに向けて、災害に対してハード・ソフト両面から適切な対策を進めます。



6-2 整備方針

(1) 大雨浸水対策

台風・大雨時における浸水等の危険箇所については、雨水排水計画と連携を図り、防災の観点から踏まえた雨水・排水の事業等による計画的な対策を図ります。また、雨水の流出を抑制するため、特に今後開発を行う地域については、透水性舗装や浸透柵等の設置・整備、緑化の推進など地区単位での雨水浸透に向けた取り組みを図ります。



大雨による浸水被害

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は、崖地一帯の山林・緑地を崩壊等防災緑地としてその保全を図るなど土砂災害防止対策を図ります。

(2) 地震・津波災害対策

西海岸一帯は津波災害警戒区域となっていることから、この海岸一帯の防風・防潮林、緑地を津波水防緑地としてその保全を図ります。また、ハザードマップの配布や海拔表示の実施など、地域住民や来訪者の防災意識の向上を図ります。



ハザードマップ(津波)

(3) 災害に強いむらづくり

①道路等都市施設

災害時における避難・救援・復旧作業等を支える道路網の整備、道路や上下水道の適切な維持管理、耐震・補強など災害に強い都市基盤の整備を推進します。

②建築物・市街地

建築物が密集する市街地については、生活道路や身近な公園と一体となった市街地の改善方を検討します。また、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など居住にリスクのある区域内やその隣接する地域は住宅立地を抑制するなど、災害に強い市街地の整備を推進します。また、民間施設や一般住宅について、耐震化の必要性に関する普及・啓発、支援を図ります。

③防災まちづくり

村域の中心に位置し、高台にある村民センター地区を災害時の中枢的な活動拠点とし、機能強化を図ります。公民館、公園・広場、小中学校等の一部の公共施設は、身近な避難所として基礎的な機能強化を図り、また、これらの避難所は、日常的な防災訓練等により地域での定着を図ります。さらに、来訪者に対しても、避難所等の適切な周知を図るとともに、災害時用の備蓄の確保、多言語標識の設置等を図ります。



防災訓練の様子

さらに、地域単位でのコミュニティ維持の支援や村民の自主的な防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図ります。

7. 環境・景観計画

7-1 基本方針

読谷らしさを形づくる景観の維持、活用、継承

本村のサンゴ礁の海をはじめとする恵まれた自然や座喜味城跡^{ざきみじょうあと}をシンボルとする歴史・文化が織りなす美しい景観は読谷らしさや村民の心象風景を形づくるものとなっています。これら読谷らしい景観の保全・形成にあたっては、景観計画等と連携し、この自然や歴史・文化が織りなす景観を守り、創り、育て、誰もが享受するとともに、後世に引き継ぐことのできる景観の形成を推進します。

自然や歴史・文化と調和した農村・都市の景観形成

本村の農村や都市の景観は自然や歴史・文化とあわせて読谷らしさを形づくる重要な景観です。自然や歴史・文化と調和した美しく魅力的な景観形成を推進します。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

- AE 海の豊かさ、陸の豊かさを後世に引き継いでいくために、森林や河川等の適切な保全を進めます。
- AE 本村の発展(文化振興や観光業の促進等)及び本村の個性ある田園環境や歴史・文化が織りなす読谷らしい街並みの形成に向けて、自然環境や文化財等を活かし、読谷らしさを形づくる景観の形成を進めます。



7-2 整備方針

(1) 自然環境の保全と自然を活かした景観形成

①水と緑の保全と景観形成

イノー(サンゴ礁海域)と海岸、河川の保全に向けて、住民参加による海岸・河川の清掃、下水道整備の推進による水質浄化等を推進します。さらに、イノーと海岸、河川の保全とあわせて、座喜味川沿いの緑地、長浜の海岸沿いの緑地、瀬名波崖地緑地、残波岬公園、西海岸沿いの緑地、比謝川沿いの緑地、^{わんさく}湾谷水系、赤犬子展望広場、ロードパーク、村民センター地区の整備・保全、農地の適切な保全・管理を推進し、水と緑を活かした景観形成を推進します。



座喜味城跡周辺の緑^{ざきみじょうあと}

②残波岬の保全と景観形成

本村を代表する景勝地である残波岬については、残波岬の独自の景観づくりの推進、古くから船送りの祈願場所となっていた残波岬の風景、海の感性の継承を図るため、周辺の厳しい自然条件に適した植生の保護、構造物の設置の抑制による海と空の眺望の開放、戦前にあった崖地後背部松林帯の復活等を図ります。

また、残波岬へのアクセス道路となる県道6号線高志保通りは残波岬への訪れを感じられる魅力ある景観の形成のため、ブーゲンビレアの花が連続する街並づくり等を推進します。



残波岬の景観

③西海岸の保全と景観形成

長大で非常に貴重な自然海岸が連続し、沖縄本来の「海の景観・原風景」といえる美しい景観が連なる西海岸については、その豊かな自然環境を保全・継承し、観光資源として活用していくためにも、地形に馴染むスカイラインの形成など、自然と調和する景観形成を図ります。



西海岸の夕日

(2) 歴史・文化を活かした景観形成

本村のシンボルである座喜味城跡^{ざきみじょうあと}周辺については、総合運動広場、県道12号線等の周辺から常に山頂が見通せるような建築物の高さの制限、座喜味集落の緑に包まれた集落づくり等により、世界遺産にふさわしい座喜味城跡^{ざきみじょうあと}の景観の維持・形成を推進します。

また、座喜味城跡^{ざきみじょうあと}から村民センター地区方面や残波岬方面及び読谷山岳方面の山並みの眺望を保全するため、眺望内に入る開発地の緑化や建築物の景観づくりを推進し、座喜味城跡^{ざきみじょうあと}から眺める美しい景観形成を推進します。

座喜味城跡^{ざきみじょうあと}の他、本村の文化を代表するヤチムンの里や今日へと歴史を伝えてきた喜名番所についても、座喜味城跡^{ざきみじょうあと}を含む一帯で格調高く統一感のある景観づくりを行い、文化的な景観の維持・形成を推進します。

(3) 農村・都市の景観形成

景観計画と連動し、本村の景観の骨格となる自然や歴史・文化の景観と調和する農村・都市の景観形成を図ります。

①農村の景観形成

本村の景観の基礎となる農村の景観については、建築物の高さの制限や農村環境になじむ構造物のデザイン等により良好な景観の維持を図ります。



農村の景観

②都市の景観形成

都市の景観についても、自然・農村環境と調和した景観形成を図ります。西海岸に向け緩やかに傾斜する地形を活かし、海側からの段階的な建物高さの誘導、海風と夕日を活かした海への道づくり、各戸から夕日が眺められる家づくり、段丘環境・景観の保全等により、ニライカナイの海を日常的に意識できるような景観づくりを推進します。



都市の景観

計画的都市基盤整備地区など新たに市街地の形成を行う場合は、地区計画等の導入を検討し、これまでに形成されてきた本村の景観と調和する景観形成を図ります。

また、良好な景観形成に向け、横断幕をはじめとする屋外広告物は適切なコントロールを図ります。

この他、本村を訪れた人に誇れる景観形成のため、幹線道路沿道等の沿道緑化や読谷らしさが伝わる道路上の案内表示等の整備を図ります。

③村民センター地区の景観形成

村民センター地区の景観形成にあたっては、座喜味城跡ざきみじょうあとから見た場合の眺望及び村民センター地区から座喜味城跡を見た場合の眺望に配慮した施設の配置や整備を図ります。また、村民活動の中心となる公共公益施設の機能性と、座喜味城跡ざきみじょうあとを背景とする景観形成がうまく調和するよう、緑豊かな環境整備を図ります。

(4) 環境保全・景観形成の方針

基本方針の実現に向けて、近年の景観形成の状況を踏まえた景観計画の見直しやその適切な運用、重点的な取り組みを推進する景観形成重点地区や景観地区の追加・運用、この他、地区計画や協定などの活用により、村民が主体となる景観づくりを誘導します。また、建物とともに景観を構成する道路・公園などの公共空間についてもその景観づくりを図ります。



ヤチムンの里の景観
(景観地区)

なお、良好な景観の形成にあたっては、景観法による規制誘導以外にも、都市計画法(地域地区等)や自然公園法その他関連法令を活用した規制誘導の在り方について、調査・研究を図ります。

また、村民の景観に対する意識の向上やその支援を図り、連携した景観づくりを図ります。

8. 協働のむらづくり

8-1 基本方針

協働のむらづくりの推進

本村は、戦後の混乱を皆で乗り越え、その協力する心は現在でも引き継がれています。本計画の実現には、むらづくりの主体となる村民との協働が重要であることから、協働のむらづくりに向けた環境づくりを推進します。また、村民の自発的なむらづくりを推進します。

<持続可能なむらづくり・SDGsの推進に向けた方針>

Ⓐ 持続可能なむらづくりに向けて、むらづくりの主体となる村民と行政による協働のむらづくりを進めます。



8-2 整備方針

(1) むらづくりの主体の役割と取り組み

① むらづくりの主体

本村の自治基本条例では、協働の原則として「村民及び村は、自治の基本理念に基づき、適切な役割分担のもとに、協働で様々な地域課題の解決を図り、むらづくりを推進する」としています。このように、本村のむらづくりの主体は村民と村（行政）であり、村民も積極的なむらづくりへの参画が求められています。



各自治会の碑

なお、自治基本条例では、「村民」とは、村内に住所を有するもの（自然人、法人）だけでなく、事業を営む者、働く者、学ぶ者、活動するものと定義しています。むらづくりの推進にあたっては、本村に住んでいる人、法人としての事業者、本村で働く人・学ぶ人など、本村に関わる様々な人が協働して取り組むことが重要です。

② 村民の役割と取り組み

自治基本条例では、村民は、「自治の主体としてむらづくりに参画する権利を有するとともに、協働し、自治を推進する責務を有する」とされています。また、村民は、「地域コミュニティに積極的に参加し、村と協働して主体的な自治の推進に努めるもの」とされています。

本計画の実現に向けて、村民のむらづくりの主体としての意識を醸成し、村全体や地域のむらづくりへ積極的に参加できる機会を創出します。また、公園や道路等の維持管理など地域活動やボランティア活動への積極的な参加など、村民と協働したむらづくりを推進します。



本計画の説明会の様子

また、本村で事業活動を行う事業者が、村民や地域コミュニティ、行政と協力するとともに、自らの持つ専門的な知識や技術を活かしたむらづくりに取り組む機会を創出します。

③行政の役割と取り組み

自治基本条例では、行政（執行機関）は「自治の担い手である多様な地域コミュニティの支援に努めるもの」とされています。

本計画の実現に向けて、行政は、各事業の総合的・計画的推進・調整を行います。また、むらづくりの情報を村民等に積極的に公開・提供するとともに、むらづくり活動への支援を行います。